

お子さまが食物アレルギー以外の疾患をお持ちの保護者の方へ

お子さまの持病により、医師より日常生活において何らかの制限を受けている場合、園生活において配慮が必要となります。

＜初回面談までに準備すること＞

- ① 初回面談時までに主治医の元へ受診し、こども誰でも通園制度を利用し認定こども園に通園することを希望している旨を伝え、利用してよいか相談してください。
（※主治医に利用許可をもらった場合に限り、こども誰でも通園制度を利用できます。）
- ② 園生活での注意事項を記載してもらった「診療情報提供書」（医療機関の様式で OK）を主治医に作成してもらいます。
（※「診療情報提供書」の記載は保険適応外のため、実費が必要です。ご了承ください。）
- ③ 初回面談の予約をとり、面談日当日に「診療情報提供書」を園にご持参ください。

初回面談時に、「診療情報提供書」の内容をもとに、園でのお子さまでの安全な過ごし方を具体的に相談させていただきます。

主治医の皆様へ

保護者はこども誰でも通園制度を利用し、認定こども園での保育を希望されています。

こども誰でも通園制度は、**檀原市の場合 1 か月 3 時間が上限利用時間**です。

児童の疾患の状態をご判断いただき、こども誰でも通園制度を利用できるかをご判断願います。

つきましては、利用が可能と判断された児童について、園生活での必要となる配慮が具体的にわかるように「診療情報提供書」の記載をお願いします。

様式の指定はございませんので、貴院の様式にご記載いただきますようお願いいたします。記載に際しご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ＞

檀原市役所 こども未来課

こども誰でも通園制度担当 宛

電話：0744-25-2790